

第3回香南市農業委員会議事録（令和3年3月）

1. 開催日時 令和3年4月2日（金） 午後1時43分から午後3時9分

2. 開催場所 香我美市民館 1階大ホール

3. 出席委員（37人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（18人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、12番久武光顕、13番河崎勝實、14番乾 祐司、15番水田恭二、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

（推進委員） 11番末久直樹

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 17番加藤 明 18番宮崎利博

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地あっせん申し出について

②農耕車両が通行する際の注意について

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

中邑 彰彦

農業委員会事務局主任

宇田 道太郎

農業委員会事務局主事

刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第3回香南市農業委員会を開催致します。
各地からの花便りも賑やかになっています。田園では乗用トラックや田植え機
が行き交い水稻の植え付けが始まっています。お忙しい中ご出席ご苦労様です。
最初に本日の出席委員の報告をお願いします。

(開会 13時43分)

事務局 本日の出席委員は18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定に
より、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、16番農業委員から遅れるという連絡を受けています。11番推進委員
が欠席です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。17番加藤委員、18
番宮崎委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いします。
なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の
ため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお
願いします。

議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とい
たします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 はじめに、お配りした議案書に訂正がありますのでお伝えします。
議案書の2ページ目、3条の受付番号2と記載してありますが、正しくは受付
番号11ですので、訂正をお願いします。それでは説明にうつります。
農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号10番の説明をい
たします。
申請地は野市町大谷字皆栗毛157番1外1筆、地目は田、面積1,492㎡
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。
譲渡人及び譲受人は、農地を所有できる資格のある“農地所有適格法人”です。
農地法第2条では、農地所有適格法人の要件が定められており、要件を満たす
場合は、法人でも農地を所有することができます。農地所有適格法人の要件につ
いては、農地法第6条にもとづき、毎年、法人からの報告書により香南市農業委
員会で確認しております。譲受人については、直近で提出された報告書により、
農地所有適格法人であることを確認しております。また、お手元に配布していま
す調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の
全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 今の説明で問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号11番の説明を致します。
申請地は夜須町坪井字蔵本1292番3、地目は田、面積は837㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、申請地には根抵当権が設定されており、現在、根抵当権の抹消手続き中です。

申請人に対しては、根抵当権の抹消が完了した後に、申請地の登記事項証明書を提出してもらうよう依頼しており、農業委員会で根抵当権の抹消が確認できたら、許可証を交付することを伝えています。

補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。

3番 今の説明で問題はないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、3条は個別に採決したいと思います。
10番の案件を先に審議します。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、3条10番を採決に入ります。1件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 引き続きまして、11番の案件について審議いたします。事務局の説明にありましたように、抵当権が抹消されたことを確認でき次第許可にするということについて、何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、3条11番採決に入ります。1件抵当権が抹消されたことを確認でき次第許可ということに賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に同意ということに決定いたします。

議長 議案第2号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 非農地証明願につきまして説明を致します。ページが飛びますが、議案書は7ページをご覧ください。

まず受付番号11番の説明を致します。

申請地は、野市町東野字子ノ丸2096番外2筆、地目は畑、面積は合計で626㎡です。

位置図は16ページ、現況写真は9ページ・10ページをご覧ください。

申請地は、昭和の時代から現状のような竹林となり現在に至ります。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号12番の説明を致します。
申請地は、野市町大谷字中ノ坪884番4、地目は畑、面積は27㎡です。

位置図は17ページ、現況写真は11ページをご覧ください。

申請地は、昭和50年頃に水路の工事を行った残り地で、利用できないため放置され、竹・雑木が繁茂して現在に至ります。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 今の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして受付番号13番の説明を致します。

申請地は、香我美町山北字赤尾之芝1006番、地目は田、面積は300㎡です。

位置図は18ページ、現況写真は12ページをご覧ください。

申請地は進入路がなかったため、昭和41年に相続後、ほどなくして放棄状態となり、山林化して現在に至ります。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号14番、および隣接地である受付番号15番の説明を致します。

まず、受付番号14番の申請地は、赤岡町字西浜376番3、地目は畑、面積は195㎡です。

位置図は19ページ、現況写真は13ページと14ページをご覧ください。

申請地は昭和45年頃に耕作を廃止し、その後資材置場と駐車場として賃貸を行い、現在は更地の状態です。

次に、受付番号15番の申請地は、赤岡町字西浜376番6および393番2、地目は畑、面積は合計で84㎡です。

位置図は20ページ、現況写真は先ほどと同じく13ページと14ページをご覧ください。

申請地は昭和50年頃に耕作を廃止し、376番6は東側隣接地の建物の排水路として利用しており、393番2は東側隣接地の建物の擁壁の西側に残った土地となっております。

受付番号14番と15番につきまして、補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 先ほど事務局が説明したとおり問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号16番の説明を致します。

位置図は21ページ、現況写真は15ページをご覧ください。

ここで、ひとつ訂正があります。議案書8ページの受付番号16番にある土地の表示が「野市町西佐古字堂ノ前659番3」とだけ記載されておりますが、正しくはもう1筆「660番1」という土地も一緒に申請されておりますので、お手数ですが、訂正をお願いいたします。

申請地は、今お話ししましたとおり、野市町西佐古字堂ノ前659番3、地目は田、面積は106㎡と、その下に野市町西佐古字堂ノ前660番1、地目は田、面積は81㎡の合計187㎡です。

位置図の 21 ページの地図の左上にも申請地が 1 筆だけの記載となっておりますが、同様に訂正をお願いします。なお、位置図と現況写真で申請地を赤線で囲んだエリアにつきましては、今回の申請地である 2 筆分を表示したものですので、そのままご覧いただきますようお願いいたします。

申請地は申請者の父親が、659 番 3 については昭和 51 年 3 月頃に農業用倉庫を建築し、660 番 1 については昭和 50 年 1 月頃に牛舎を建築し、それぞれ農業用施設用地として利用していましたが、申請者の父親が農業に従事できなくなった後、両施設とも申請者が営む土木工事業の土木資材用倉庫として利用し現在に至ります。

補足説明があれば 15 番農業委員さんをお願いします。

15 番 事務局の説明どおりで問題ないです。

事務局 続きまして受付番号 17 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字カノ丸 2121 番 1、地目は田、面積は 81 m²です。位置図は 22 ページ、現況写真は 16 ページをご覧ください。

申請地は、昭和 54 年月日不詳より、現況の集合住宅を建築して宅地となり現在に至ります。

補足説明があれば 18 番農業委員さんをお願いします。

18 番 説明のとおり問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、非農地証明について何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。

非農地証明 7 件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 ここで議長の訂正をお願いしたいです。

先ほどの 3 条 11 番で許可に同意に決定いたします。と発言しましたが、許可に決定いたします。に訂正します。失礼しました。

議長 続きまして、議案第 3 号農地法第 4 条の規程による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして議案書 4 ページの受付番号 4 番の説明を致します。

申請地は、野市町東野字子ノ丸 2150 番。地目は畑、面積は 267 m²のうち 21.19 m²です。

位置図及び配置図は 1 ページから 3 ページ、現況写真は 1 ページ・2 ページをご覧ください。

申請地は、国道５５号線の馬袋交差点の南約３４０ｍ、ごめんなはり線よしかわ駅の北約５５０ｍに位置し、墓３基および納骨堂１基用の墓地として転用するものです。

ただし、現況写真２ページように、現地には既に墓地設置済みであり、位置図及び配置図は３ページのとおり、本件には始末書が提出されています。

周囲の状況は、筆全体でみて、東・西・北は同意のある畑、南は申請人所有の畑ですが、この畑は先ほどの非農地証明案件の１１番案件で審査いただいた土地です。

申請地の農地の区分としては、「よしかわ駅から概ね５００ｍ以内にある農地」で第２種農地に該当すると判断します。

造成と整地につきましては、先ほどご説明しましたとおり既に設置済みですので、現状のままです。現状は砂利敷き、および一部敷石を設置しております。

進入経路は西側の赤線より、南側の申請人所有地の一部を通行して申請地内を徒歩で進入するため現状のまま使用します。

排水につきましては雨水のみで、現状どおり自然浸透です。

墓地経営許可申請につきましては、古くからのみなし墓地であり、許可不要であることを香南市環境対策課へ確認済みです。

補足説明があれば１３番農業委員さんお願いします。

１３番 説明のとおりでありますし、ここにつきましては、１年くらい前に会長含め４、５人の委員で現地を確認いたしまして、非農地として手前の畑が出ていましたけど、非農地ではないだろうということで、今回あがってきて、きちんと申請されておりますので問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら裁決にはいります。４条１件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第４号農地法第５条の規程による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第５条の規定による許可申請につきまして受付番号１２番の説明を致します。

申請地は、野市町下井字ラノ丸６０６番７および６０６番８、地目は田、面積は合計で５６７㎡です。

位置図及び配置図は４ページから７ページ、現況写真は３ページ・４ページをご覧ください。

申請地は野市町下井の北地公民館の南南西約３２０ｍに位置し、借人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は同意のある田および香南市道を挟み同意のある田、西は貸人所有の田および宅地、北は宅地および同意のある田、南は国道を挟み田ですが、

この田は申請地から20m以上離れており営農への影響は無いと判断します。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては約10センチ嵩上げし、周囲を植栽、高さ約60センチで囲み、駐車スペースは碎石敷きで整地し、その他の部分は土のまま利用する計画です。

排水につきましては、位置図および配置図6ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側国道の既存水路へ排水し、雨水は自然浸透および溢れる分は生活雑排水と同様に南側の既存水路へ排水します。

排水に関しては、国道の既設水路管理者である南国国道維持出張所より排水同意および排水管の接続についての同意を得ております。東側市道からの進入口については既設の床版があり、この既設床版の使用については特段の許可申請等が不要であることを香南市建設課へ確認済みです。

なお、通常、個人住宅用地としての転用の場合は、県の運用では、許可する上限面積が500㎡ですが、本件の申請面積は合計で567㎡であり、上限面積を上回っております。本件は議案書7ページのとおり、転用面積についての理由書が添付されております。ただし、同じ内容で申請者が県と協議した結果、やはり500㎡を超えての許可はできないものの、県の審査段階で、分筆等により面積を500㎡以下に減じれば許可できる旨で県が回答しているようです。これを踏まえて協議いただきますようよろしくお願いいたします。

補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番

事務局の方から詳しい説明がありました。バイパスに沿っている関係で、国道からの侵入が許可されないということで、4ページの下の写真を見てもらえばわかりますが、北からの進入路を3.5m取った関係で500㎡を超えてしまっております。県の方が許可が難しいということでしたけれども、検討中ということですので、農業委員会の方で協議してもらったらいいいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

続きまして、受付番号13番の説明を致します。

申請地は、野市町東野字子ノ丸2431番、地目は田、面積は1,785㎡です。

位置図及び配置図は8ページから10ページ、現況写真は5ページ・6ページをご覧ください。

申請地の南隣地は賃借人が高規格道路の施工を請け負っている土地であり、その施工にあたって必要となる資材・土砂の仮置き、クレーン・重機による盛土のための作業ヤード等として使用するため、賃借人が「休憩所、資材置場、施工ヤード」として令和4年3月31日までの一時転用を行うものです。なお、現況写真5ページと6ページのとおり、既に申請地の一部が転用されておりますが、事務局からの指導により、現場の転用行為は現在中断しており、本件の申請にあたっては位置図及び配置図10ページのとおり、始末書が提出されております。

周囲の状況は、東は鉄道用地、西は用悪水路・公衆用道路を挟み河川、北は用悪水路を挟み同意のある田です。南は国交省名義の田ですが、この田は高規格道路の施工地です。

なお、東の鉄道用地のさらに東については、香南市道を挟み宅地および雑種地

および同意の無い田ですが、この田は申請地からは約12m以上離れており、営農への影響は無いと判断します。

農振・農用地区域内の農地ですが、一時転用のため除外申請は必要ありません。

造成につきましては、表土を20センチ程度剥ぎ取り、その上に30センチ程度盛土をし、駐車スペースおよび進入路は、砕石または鉄板を敷き、その他の部分は土のまま使用します。

排水につきましては、位置図及び配置図は9ページのとおり、雨水は申請地西の既設水路と排水管へ排水し、生活雑排水は水タンクによる手洗いだけなので雨水と同様に排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、既設水路及び排水管の使用については特段の許可申請等が不要であることを中央東土木事務所へ確認済みです。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 説明があったとおりですし、通常の手続きであれば何ら問題はないところだと思います。この前のこともあります。現在は止まっております。

事務局 続きまして、受付番号14番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ルノ丸1656番1、地目は田、面積は登記面積が112㎡、実測面積が134.50㎡です。

位置図及び配置図は11ページから15ページ、現況写真は7ページと8ページをご覧ください。

申請地はポリテクカレッジ高知の北約70mに位置し、貸人の経営する会社が借人となり、北側の県道対面地で営んでいる喫茶レストランの増設駐車場として露天駐車場を設置するものです。

なお、申請地内の一部が既に駐車場として転用されていることについては位置図及び配置図15ページのとおり申請者より始末書が添付されております。

周囲の状況は、北は宅地、東および南は貸人所有の田、西は現況が高知県管理の道路とである雑種地を挟み貸人所有の田および同意のある田です。

申請地の農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、最大で35センチの盛土をおこない、表面は砕石敷で整地する計画です。

排水につきましては、雨水のみで自然浸透ですが、溢れる分は東側および南側の貸人所有の農地、および北側に隣接する1657番1の宅地内にある既存水路へ排水します。

排水は地元の同意、および北側宅地の所有者に同意を得ており、北側宅地内側溝の水が最終的に申請地西側にある高知県管理の道路側溝へ排水されることについては管理者である高知県労働政策課にて、特段の許可申請等が不要であることを確認済みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 13番と同じように、すでに転用して使用しているものですが、本人も深く反省しており、認めることによって不法状態が解消できると思いますので、問題なしということで通したいと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。12番の案件について協議いただきたいとの説明がありましたので、12番の案件についてを先に審議します。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、採決に入ります前に事務局から説明をいたします。

事務局 5条12番につきまして、先ほど説明と14番委員の補足説明と合わせまして、今一度説明します。

今回は合計面積が567㎡となっています。高知県の今の運用基準では、個人住宅の場合、転用面積は500㎡が上限となっております。今回の案件は理由書もつけて県と協議した結果、500㎡未満に減じてこないと許可にならないという回答をしたとのことでした。ただし、500㎡を超えているので、すべてだめということではなく農業委員会を通った後、県の審査の時に500㎡を切る計画にして、図面等差し替えれば、県としては許可ができそうな案件であるという説明でした。香南市の農業委員会としても、全く問題なしということでは上げづらいと思います。意見書として、面積の妥当性については判断不能、ただしその他についての内容は整っているので、許可権者である県より上限面積を解決すれば許可相当と判断する。というような意見として県の方に提出する案件ではないかと思います。それをふまえて審議をお願いします。

7番 国道から入れないということで、進入路を含めて567㎡ですか。

事務局 現況写真の3ページを見ていただいたら、わかりやすいと思います。赤で囲ってある2筆での面積です。当初は家を建てる土地だけで考えていましたが、国道からの進入の許可がおりない等々事情があって、北の細長い土地を進入路として市道から進入する計画での申請になっています。当初計画していなかったため500㎡を超えてしまったということです。

事務局 委員のおっしゃっているのは、500㎡が進入路とか諸々含めての面積であるかを聞いているのですか。

7番 そうです。

事務局 進入路も含めて500㎡未満で計画というのが県の判断です。

500㎡以上で許可した案件がない訳ではないです。数か月前に申請のあった案件で広い法面があって敷地として使える面積が500㎡を切っていたということで許可になった案件はありますが、今回のところは特別な事情には当たらないという判断と聞いています。

12番 県に出しても通らないというのなら、条件をつける必要がないのでは。

事務局 県にあがった後で、500㎡を切る計画にして、他の計画が変わらなければ差し替えた段階で審議するとのことでした。建物の計画が変わるとか、周りの営農に影響が出そうな軽微でない変更になる時には出しなおしてくださいになる可能性はあります。

17番 国道から入れないという事情があつて、県の方は基準があるから超すことはできないということですが、進入路として分筆してやれば建築分と進入路分と分ければ認めていいのではないかと思います。

事務局 今回は、進入路部分も敷地の一部ということになります。県と申請者の協議内容がわかりませんが、結果進入路も含めて500㎡を超えない計画でないと許可はできないということになっています。

17番 国道からの進入ができなくなったので、進入路を取ったのだから、特別な事情としてあげてもいいと思いますが。

事務局 委員がおっしゃったように国道からの侵入の許可が出ないがために、北から進入路を取ったことを考慮してあげたらということですが、そういう協議もしたうえで、それも含め一体利用地であるということで、おっしゃることはわかりますが、500㎡を超えない計画でという判断をしたということです。

17番 2回に分けたらどうか。

事務局 1回でも2回でも、一体利用地で500㎡ということなので、ここを転用しないと進入路がないので、計画として成立しないので、これで一つということです。

1番 申請地のためだけの進入路としてるから一体利用として見られるわけですね。例えば奥に使えるような道であれば、市に移管できるようなと、そういったものであれば面積に含めなくてもいい形が取れるのでは。

事務局 それができたとしても、すぐの手続きにはならなくなるので、今1件家を建てる計画であれば、この進入路はそこに入る敷地の一部ということではないと話は進まないと思います。

8番 国道から土地が低いのがいけないのですか。

事務局 理由書にもそういった内容書いていますし、スロープを作ろうとしたら、かなりの面積が必要となることもありますし、申請者からは歩道がありガードパイプも設置されていて、その撤去等が必要になりますので、そういった事から国道管理者も南からの進入は認めなかったというふうに聞いております。

ここには歩道等があり、当然進入するには縁石を削ったり工事をする必要があるが、道路管理者が許可しなかったということです。推測ですが交差点に近いとか色んな事情があったのだと思いますが。具体的に何に対して許可が出せないか、そこまでは確認していません。その結果、進入路を取って出入りをする計画になったということです。

5番 南の土地を減して申請しなোসということ。

事務局 南を減すのか、進入路を減すのか、具体的な話は出ていません。どこかを減じて

500㎡を切るようにする、利用計画が大きく変わらなければ、県の審査の途中で差し替えをしたら、許可できるものであるよだとの回答です。

1 番 前の農地の所有者は同じですか。

事務局 違います。2筆とも別の名義の方です。

1 番 67㎡残す形になると、土地の利用価値がなくなると思うが。

1 4 番 ご協議いただいておりますけれども、500㎡を超えると許可できないという指導ですので、当委員会でもこのまま通すこと自体がおかしいですね。

事務局 現地確認をした時は確定ではなかったですが、その後500㎡を超えたら許可できないと、ただし説明したように、こちらから県に提出して審査している段階で500㎡を切る計画の変更を持ってきたら許可できないものではないですよということで、申請者側に伝えてるということで、当委員会としては面積要件は判断不能で意見書を付けて県に提出し、県の審査中に変更の計画を出せば、申請の出し直しではなしに、差し替えを受け付けるということです。

1 2 番 県が許可できないというなら出し直してもらうしかないのでしょうか。進入路の
推進委員 部分も分筆されているのでしょうか。

事務局 これに合わせて分筆したものではないです。もともと計画があったのかもしれませんが。

1 2 番 県が許可しないと言っているのだから、出し直すしかないのでは。
推進委員

事務局 許可権者である県が申請者に対して回答したのは、全くの出し直しで分筆等してから出し直しなさいという話はしていません。県としては市農業委員会から上がってきて県の審査の段階で大きな変更でなければ差し替えで許可できないものではないと回答しています。農地法の中には個人住宅について500㎡未満でないと許可できないというのはありません。不許可相当ということではないですが、県の許可基準として上限500㎡がありますので、それに対して当農業委員会が許可すればと良いといいきるのも中々判断しづらいところではありますので、「面積の妥当性については判断不能、ただしその他の内容は整っているので許可権者である県との協議等により面積を解決すれば許可相当と判断します。」という意見書を付けるのはどうでしょうかということです。

1 1 番 超えていることが県はだめだと言っているので、こちらで敷地を減らすとか道を減らすとかは言えないので、通るような形に直してもらわないと、ここを通っても県でだめになるのでしょうか。

事務局 現状で超えていますので、このままでは許可になりませんが、途中で計画の差し替えをすれば県は審査するということです。

- 3 番 事務局の説明のとおりでやればいいのかでは。
- 1 1 番 面積は問わずに、計画は妥当ということ。
- 1 7 番 進入路を取ったら、建築自体もしにくくなるのに、宅地と進入路は別と考えれたらいいんですけど。
- 事務局 県と申請者が、具体的にどこまでのケースを協議しているかわかりませんが、やはり通路部分も一体の敷地であるという判断です。
- 1 番 6 7 m²を減らしたら、使えない農地が残り遊休化するかもしれない。そういう土地を残すのは良いことではないのでは。県にもそういうことを言っても構わないのでは。
- 議長 事務局の方も県と関係機関と協議して提案しております。そこで今審議しております。他にご意見ございますか。
- 6 番
推進委員 西の既存の宅地とつながった土地ですよ。そちらの南には出れますよね。
- 事務局 写真の③を見ていただければわかりやすいと思いますが、現状隣地と行き来できる状態ではないです。
- 1 7 番 敷地の南を削るしかないと思われませんが、現状の申請がだめなら、出し直してもらって5 0 0 m²以内にするという方法があるのでは。
- 1 4 番 皆さんから貴重な意見が出ております。5 0 0 m²を切らないといけなくなる、皆さんから意見も出ていますが、南側を減らして、残りは畑にするというような形で許可がおりるなら、それで申請をしてもらおうのでどうでしょう。
- 事務局 今までのお話では、5 0 0 m²を切るようにして出し直しという話になっています。ただ許可権者である県は面積を減じて、大きく計画が変わらないのであれば、出し直しでなくても、利用計画の差し替えで対応するというのが申請者への回答です。
- 議長 事務局が説明したように意見書をつけて県に提出します。
- 事務局 ですので、先ほども言いましたが、「面積の妥当性については判断不能、ただしその他の内容は整っているので許可権者である県との協議等により面積を解決すれば許可相当と判断します。」という意見書を付けて提出するのが妥当ではないかと。
- 1 2 番 面積を減じたものを提出すれば、県は許可するのでしょうか。どこを削るか等はここで議論することではない。

- 議長 議論もだいぶ深まりましたが、採決に入ってよろしいですか。
- 議長 5条1件、先ほどの意見を付けて許可に同意される方は挙手願います。
- 議長 全員挙手により許可に同意し、先ほどの意見書を付けまして、知事に送付いたします。
- 議長 引き続きまして、5条残りの案件について審議します。
何か質問はございませんか。
- 12番 前回と、今回もですが個人ではなしに会社が始末書を提出しておりますが、農業委員会として何か手立てはないか。始末書を出せばいいという風になっていないか。事務局としてどう考えるか。
- 事務局 先月、今月と立て続けにそういった案件が出ております。どこまで農業委員会としてできるか。指導して是正してもらうしかない。手続きをして違反状態を解消してもらうか、撤去して原状回復するかということを指導していくしかないと思います。そこについて会社でも個人でも同じではあると思いますが、指導をしていく、あとはお知らせ等広報していくということで周知したい。また、今月も法人の案件もありましたので、私としては公共工事絡みでもありますし、今回は発注者である国交省に周知の徹底のお願いをしようと考えています。これからも高規格道路の工事は香南市でも、また東の方へも順に進んでいくと思うので。
- 議長 今回、大半の案件に始末書が付いております。今、事務局も国交省へも話をあげると言うことを言っております。
- 議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたら裁決にはいります。5条2件許可に同意される方は挙手願います。
- 議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。
- 議長 続きまして、議案第5号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について8番の説明いたします。農地付き空き家バンクの案件となります。議案書9ページ、10ページと現況写真17ページから18ページをご覧ください。
申請地は夜須町西山字二和城外2筆。地目は畑で面積は合計で1526㎡です。
この農地は1月の令和2年第12回農業委員会で地番指定し、先月の第2回農業委員会で3条申請があり、空き家とセットで新しい所有者へ所有権の移転が完

了したため地番指定の解除を行うものです。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について1件、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定18件、中間管理事業による利用権の設定2件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①農地のあっせん申し出について貸付け2件、売渡し2件、事務局より説明願います。

事務局 貸付が2件、売渡が2件出ております。貸付は野市町が2件、売渡は香我美町が徳王子と上分で2件です。情報がありましたら、事務局まで情報提供をお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、続きまして、②農耕車両が通行する際の注意について、事務局より説明を願います。

事務局 先日、農業委員会へ、一般道へ農耕車両の泥が落ちているとの苦情が寄せられました。農耕車両が一般道を通行する際には、農地から出る際には泥などを流していただき、極力道路を汚さないように通行していただくよう、農業委員の皆様から、各地区へご周知をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。

事務局 農業委員で次の任命をされる方には辞令交付式の案内と最適化交付金の明細、推進委員には最適化交付金の明細を入れております。

議長 何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第3回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

 なお、次回の農業委員会は、4月28日（水）午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 15時9分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長